

(別記様式第1号)

計画策定年度	平成23年度
計画変更年度	平成26年度
計画主体	厚真町

## 厚真町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 北海道厚真町産業経済課  
所在地 北海道勇払郡厚真町京町120番地  
電話番号 0145(27)2321(代)  
FAX番号 0145(27)3944  
メールアドレス sangyoukeizai@town.atsuma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・アライグマ・ヒグマ・鳥類（カラス類、ハト類）
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	北海道勇払郡厚真町の全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成25年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被 害 数 値	
		被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
エゾシカ	水 稻	7. 4	6, 6 9 2
	豆 類 (大豆・小豆)	14. 2	8, 5 6 1
	小 麦	3. 7	2, 6 2 8
	て ん 菜	6. 8	3, 7 5 8
	その他作物	9. 2	9, 2 5 0
	森 林	不 明 多くの植栽地において苗木への食害が発生。天然林においても樹皮が食べられ枯死する被害が発生。	不 明
	計	41. 3	30, 8 8 9
アライグマ	スイートコーン	0. 1	2 4 3
	その他作物	0. 1	7 1
	計	0. 2	3 1 4
ヒグマ	被害届1件	0. 1	1 5
鳥類 (カラス類、ハト類)	豆類・飼料他	0. 8	3 6 3
合 計		42. 4	31, 5 8 1

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>エゾシカ</p>	<p>本町におけるエゾシカの生息状況は、平野部を除く全域に及んでおり、特に本町西部の林間地、北部及び東部の山間地に多く生息している。</p> <p>農業に関する被害の発生は、小麦では秋まき小麦起生期の春期、豆類・てん菜では出芽期・移植期の春期と収穫期の秋期に特に多い。また、水稻は生育期間全般にわたって食害及び踏みつけによる被害が発生している。</p> <p>農業被害は、町内全域で発生しているが、特に北部山間地と東部山間地に隣接する北部地域と南東部地域に多く発生している。</p> <p>農業被害地域の増減傾向として、近年、本町の全域を対象として集落ごとに防鹿柵の整備し、対策実施地域の被害は減少傾向にあるが、対策を講じたことによってエゾシカの移動も発生したと推測され、中央部及び南東部の未対策地域の被害が拡大しつつある。</p> <p>林業に関する被害の発生は、人工林においてはカラマツ、ミズナラ等の苗木の枝葉が食べられる被害が、通年発生している。天然林においては、樹皮が食べられ、被害が深刻な際には、被害を受けた樹木が枯死する被害が特に冬期間に多く発生している。</p> <p>林業被害は、苗木に対する被害については植林地の全域、樹皮を食べる被害については、北部山間部が最も多いものの、年々拡大しており、近年は市街地に近い森林においても、被害が散見されるようになっている。</p> <p>※本町の地域区分          ①北部…幌内・富里・高丘・吉野・東和          ②中央部…桜丘・朝日・本郷・幌里・宇隆・新町・美里          ③南部…上野・豊川・共栄・富野・上厚真・共和・厚和・浜厚真          ④南東部…豊沢・軽舞・豊丘・鯉沼・鹿沼</p>
<p>アライグマ</p>	<p>近年、捕獲ワナの増台に伴い町内全域で捕獲数が急増したことから、相当数が生息していると推測される。夏季は主に実が付きだした果実などに、冬季は畜産農家の納屋に保管している牛の餌などに被害が発生している。</p> <p>被害は減少傾向にあるが、被害地域は町内全域に広がっており、予断を許さない状況にある。</p>
<p>ヒグマ</p>	<p>毎年少数ではあるが春季・夏季にかけて目撃情報あるため、有事の際の体制を強化していく必要がある。</p>
<p>鳥類</p>	<p>主にカラス類、ハト類による被害が主である。被害は小麦や小豆に多く発生しており、被害額は年によって変動があるものの、1,000千円を超える年もあり、農家への負担が大きい。また食害に加え、糞等による豚などへの感染症の発生も懸念されることから、継続的な被害対策が必要である。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生する時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)について記入する。

2 被害状況が分かるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標指標

鳥獣の種類	現状値(平成25年度)		目標値(平成28年度)	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
エゾシカ	41.2	30,889	30.0	21,000
アライグマ	0.2	314	0.1	150
ヒグマ	0.1	15	0.0	0
鳥類	0.8	363	0.5	250
合計	42.3	31,581	30.6	21,400

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>①エゾシカ エゾシカの捕獲は、平成12年度から鳥獣保護法及びエゾシカ保護管理計画に基づき、可猟期間以外を個体調整期間とし、農作物の被害を軽減することを目的に、とまこまい広域農業協同組合が申請者となって、北海道（許可権限移譲を受けた厚真町）に鳥獣捕獲許可申請を行い、地元ハンター組織の協力を得て、鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）による捕獲を実施している。 町と農協では従事ハンターの負担を軽減するため、これらの処理に対して補助する等、支援体制を組んでいる。 ・H23実績 537(512)頭 町・JA支援 2,560千円 ・H24実績 515(481)頭 町・JA支援 2,405千円 ・H25実績 628(599)頭 町・JA支援 2,995千円 ※カッコ内は助成対象頭数</p> <p>②アライグマ 外来種対策研修会受講農家による箱ワナの設置、並びに町職員や北海道森林整備公社による捕獲を実施している。（外来生物法に基づく防除実施計画の策定23.4.1～33.3.31） ・H23実績 246頭 1,476千円 ・H24実績 279頭 1,674千円 ・H25実績 139頭 834千円</p> <p>③ヒグマ 人畜への危険性及び農作物への被害が発生した場合に、爆音機・箱ワナを設置している。 捕獲実績 ・H23実績 0頭 ・H24実績 0頭 ・H25実績 0頭</p> <p>④鳥類 農作物の被害を軽減することを目的に、とまこまい広域農業協同組合が申請者となって、北海道（許可権限移譲を受けた厚真町）に鳥獣捕獲許可申請を行い、地元ハンター組織の協力を得て、鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）による捕獲を実施している。</p>	<p>①エゾシカ 近年、ハンターの高齢化等により個体調整の従事者が減少傾向にあり、わな猟を含めた担い手の育成が急務である。 また、地元ハンター組織の協力を得て行っているものの、専門的に狩猟を行う者がいないため、個体数を抑制させるまでに至っていない。 さらに、近年の捕獲頭数の増加により、町・JAの財政負担が大きくなってきている。</p> <p>②アライグマ 捕獲ワナの増大により捕獲頭数が急増し、焼却処分代、隣町の火葬炉まで運搬する燃料代や人的経費などの負担が大きくなってきている。</p> <p>③ヒグマ ハンターの高齢化と後継者の減少により、担い手育成が急務である。又、箱ワナの設置は事前申請が出来なく、出沒してから許可を得るので日数を要している。</p> <p>④鳥類 カラスの持つ非常に高い学習性から、捕獲が困難になりつつある。銃猟以外での効果的な捕獲方法が課題である。</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
防護柵の設置等に関する取組	<p>①エゾシカ</p> <p>本町では平成元年頃からエゾシカ被害が増加しはじめ、この被害を軽減するため、平成5年度から町の単独事業で、電気柵の設置支援等を実施してきた。</p> <p>平成16年度には、北海道地域政策総合補助金を活用し、本町北部地域の高丘地区全体を低コスト防鹿柵で対策する「エゾシカ侵入防止対策モデル事業」を実施し、これらの効果確認に取り組んできたところである。</p> <p>その後、この事業の波及効果による金網フェンス等の防鹿柵への支援要望が増え、平成19年度から町単独事業により対策を講じている。</p> <p>また、平成21年度は「鳥獣害防止総合対策事業（国）」、平成22年度は「鳥獣被害防止総合対策事業（国）」を活用し、町内の広範囲に対策を講じることができた。</p> <p>これらの事業により設置した防鹿柵は、受益者で組織する管理組合等により管理され、維持・補修に努めている。</p>	<p>①エゾシカ</p> <p>防鹿柵により対策を実施した地域内は食害の軽減効果はあるものの、未対策の地域に被害が集中するため、局部的な被害の拡大が散見される。</p> <p>防鹿柵は、当初、電気柵を中心に設置を進めていたが、電気ショックに対する馴れ等により、電気柵の効果が薄れてきたことから、設置経費の高い金網フェンスへの支援へ切替えたが、今後は経費が負担が大きくなることから、大規模な鹿柵の設置は困難である。</p> <p>また、設置不可能な場所からの鹿の流入が顕著であり、新たな対策が求められる。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

<p>①エゾシカ</p> <p>エゾシカと住民生活との軋轢を軽減するため、これまでに講じてきた被害防止対策と同様に、可猟期間以外の個体調整及びくくりわなによる捕獲の実施により、エゾシカの個体数を抑制するとともに、地域ぐるみでの防鹿柵の設置を同時並行的に進める。なお、防鹿柵の設置にあたっては、隣接するむかわ町（鷓川地区）と連携し、設置効果を最大限に高めることとする。</p> <p>②アライグマ</p> <p>北海道アライグマ対策基本方針に基づき、「野外からの排除」を目指し、特に農業被害を防止するため、JAをはじめ農業関係機関及び近隣市町と連携強化を図りながら駆除を実施する。また、捕獲用わな及びCO<sub>2</sub>ガスによる殺処分により捕獲体制の強化が進んできたことから、より積極的に駆除対策を推進していく。</p> <p>③ヒグマ</p> <p>行動範囲が広いので、近隣市町との出没情報の交換を積極的に行い、被害の未然防止に努める。</p> <p>④鳥類</p> <p>地元ハンター組織による個体数調整を実施し、被害拡大防止に努める。</p>
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>①鳥獣被害対策実施隊による捕獲体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒグマ 町嘱託ハンターにより出没場所にワナを設置し、人畜及び農作物被害の未然防止を図る。 なお、人に危害が及ぶ危険性がある場合は銃器による捕獲を実施する。</li> <li>・エゾシカ 可猟期間以外を個体調整期間とし、農作物の被害を軽減することを目的に、とまこまい広域農業協同組合が申請者となって、北海道（権限移譲を受けた厚真町）に鳥獣捕獲許可申請を行い、鳥獣捕獲許可従事者（エゾシカ対策実施隊）による捕獲を実施していく。合わせて、わな等を利用した効率的な捕獲、搬出方法について検討を行う。</li> </ul> <p>②鳥獣被害対策実施隊以外の捕獲体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アライグマ 北海道森林整備公社、町職員、外来種対策研修会受講者によるワナの積極的な設置・捕獲を実施して生息数を減少させる。</li> <li>・鳥類 地元ハンター組織による積極的な捕獲を実施し、被害の防止を図る。</li> </ul>
--

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。  
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
平成26年度	①エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカ被害対策実施隊を設置し、エゾシカの効果的な捕獲を検証する。</li> <li>・くくりわなの導入</li> <li>・鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）に対する負担の軽減（町補助金 800 頭×3,000 円/頭・ハンター保険料補助 72 千円・合計 2,472 千円）</li> </ul>
	②アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種対策研修会の実施</li> <li>・捕獲ワナの適正な維持管理（必要に応じ更新）</li> </ul>
	③ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施</li> </ul>
平成27年度	①エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許（わな猟含む）の取得等に係る講習会の開催及び周知活動の実施</li> <li>・くくりわなの導入</li> <li>・鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）に対する負担の軽減（町補助金 800 頭×3,000 円/頭・ハンター保険料補助 72 千円・合計 2,472 千円）</li> </ul>
	②アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種対策研修会の実施</li> <li>・捕獲ワナの適正な維持管理（必要に応じ更新）</li> </ul>
	③ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施</li> </ul>

平成28年度	①エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許（わな猟含む）の取得等に係る講習会の開催及び周知活動の実施</li> <li>・くくりわなの導入</li> <li>・鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）に対する負担の軽減（町補助金 800 頭×3,000 円/頭・ハンター保険料補助 72 千円・合計 2,472 千円）</li> </ul>
	②アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種対策研修会の実施</li> <li>・捕獲ワナの適正な維持管理（必要に応じ更新）</li> </ul>
	③ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施</li> </ul>

（注）捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### （3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①エゾシカ	エゾシカと住民生活との軋轢を軽減するため、平成22年度までの地区別の捕獲箇所や捕獲実績頭数、また、さらに鳥獣捕獲許可従事者数等を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。合わせて、捕獲効果を高めるため、メス捕獲の重要性についての普及啓発と誘導を進める。
②アライグマ	過去の捕獲実績等を考慮した捕獲計画数を設定する。
③ヒグマ	人畜への危険性及び農作物の被害が発生した場合に限り捕獲するので、年間捕獲頭数は設定しない。
④鳥類	過去の捕獲実績等を考慮した捕獲計画数を設定する。

（注）近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定に考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等（年間捕獲計画頭数）		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
エゾシカ （可猟期間以外の期間）	800頭	800頭	800頭
アライグマ	200頭	200頭	200頭
ヒグマ	—	—	—
鳥類	300羽	300羽	300羽

（注）対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
①エゾシカ	<p>可猟期間以外の捕獲は、可猟期間終了日の翌日から新たな可猟期間開始日の前日までとし、2期に分けて捕獲許可申請を行う。捕獲手段は従事ハンターによる銃器（ライフル銃）及びくくりわなとし、捕獲予定場所は町内全域（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に規定する場所及び区域を除く。以下同じ。）とする。</p> <p>また、エゾシカ有効活用の観点から捕獲個体の有効活用（食肉・加工品）について調査・研究を進める。</p>
②アライグマ	<p>捕獲は随時実施、捕獲手段はワナとし捕獲予定場所は町内全域とする。</p>
③ヒグマ	<p>可猟期間以外の捕獲は、捕獲許可申請を行い実施する。捕獲手段は町嘱託ハンターによるワナ設置並びに銃器（ライフル銃）とし、捕獲予定場所は町内全域とする。</p>
④鳥類	<p>ハンターによる銃器（散弾銃・空気銃）を用いた捕獲を町内全域（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に規定する場所及び区域を除く。以下同じ。）で実施する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
厚真町	エゾシカ

- (注) 1 都道府県から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
エゾシカ	防鹿柵の設置 ・構造等：2m高金網フェンス ・設置距離：3,800m ・受益面積：800ha	/	/

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
平成26年度	エゾシカ ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防鹿柵の設置・維持・補修など、受益者が組織する管理組合等による管理の徹底</li> <li>・ 追払い機を導入し、忌避効果を狙う</li> <li>・ 有畜農家の放牧地の牧柵管理の徹底</li> <li>・ 隠れ場所となる雑木林の藪の刈払い管理の徹底</li> </ul>
平成27年度	エゾシカ ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防鹿柵の維持・補修など、受益者が組織する管理組合等による管理の徹底</li> <li>・ 追払い機を導入し、忌避効果を狙う</li> <li>・ 有畜農家の放牧地の牧柵管理の徹底</li> <li>・ 隠れ場所となる雑木林の藪の刈払い管理の徹底</li> </ul>
平成28年度	エゾシカ ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防鹿柵の維持・補修など、受益者が組織する管理組合等による管理の徹底</li> <li>・ 追払い機を導入し、忌避効果を狙う</li> <li>・ 有畜農家の放牧地の牧柵管理の徹底</li> <li>・ 隠れ場所となる雑木林の藪の刈払い管理の徹底</li> </ul>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
厚真町	鳥獣被害防除のための指揮、誘導及び住民への周知
北海道札幌方面苫小牧警察	有害鳥獣出没情報の共有、住民への指揮、誘導
猟友会厚真部会 厚真テールハンターズクラブ	猟銃を使用した対象鳥獣の捕獲活動及び煙火等での威嚇

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

※内容は別紙連絡・協力体制図の通り

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	厚真町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
厚真町	エゾシカ個体調整に係る支援、防鹿柵設置に対する支援、道の権限委譲による鳥獣捕獲許可、アライグマ捕獲処理、その他鳥獣被害防止に係る総合調整及び協議会の連絡・調整等
厚真町農業委員会	農地等に関する情報収集、提供等
厚真町土地改良区	各種情報の収集、提供等
とまこまい広域農業協同組合	エゾシカに係る捕獲許可申請窓口、エゾシカ個体調整に係る支援、防鹿柵設置に係る資材供給、その他鳥獣被害防止に係る調査活動等
胆振農業改良普及センター東胆振支所	鳥獣被害防止に係る技術的指導・助言、情報提供等
いぶり農業共済組合	鳥獣被害に係る損害評価、情報提供等
北海道猟友会苫小牧支部厚真部会	エゾシカ個体調整に係る従事ハンターの協力、ヒグマに係る町嘱託ハンターへの協力、その他鳥獣被害防止に係る駆除活動等
厚真テールハンターズ・クラブ	
各地区組織	防鹿柵の設置および維持管理活動等

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
胆振地域エゾシカ対策連絡協議会	胆振管内のエゾシカによる農林業被害の軽減を目的とする対策の連絡協議
北海道胆振総合振興局	胆振地域エゾシカ対策連絡協議会の主宰及び事務局として、エゾシカ被害防止技術の情報提供を行うとともに、有害鳥獣全般の関連情報の提供を行う。

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町では、ハンター組織の正会員25名及び町職員1名によるエゾシカ被害対策実施隊を組織し、エゾシカの効果的な捕獲を行う。また、ヒグマによる人畜に対する危害及び農作物の被害防止のため、ハンター組織の協力により10名のハンターを委嘱して熊防除対策実施隊を組織する。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制が分かる体制図等があれば添付する。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

#### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>①エゾシカ … 可猟期間以外の捕獲については、従事者の持ち帰りを原則とするが、持ち帰りが困難な場合は、他の鳥獣の捕食物や環境汚染にならないよう、捕獲現場で適正に土中埋設処理する。 なお、エゾシカの食肉利活用について、町内企業や近隣市町との連携を図りながら、研究を進める。</p> <p>②アライグマ … CO<sub>2</sub>ガスにより殺処分を行い、処分後は、近隣町の焼却施設に搬入し焼却処理する（将来的には焼却処理施設の導入を検討）。</p> <p>③ヒグマ … 研究施設への検体提供。</p> <p>④鳥類… 従事者の持ち帰りを原則とするが、持ち帰りが困難な場合は、他の鳥獣の捕食物や環境汚染にならないよう、捕獲現場で適正に土中埋設処理する。</p>
---

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

#### 8. その他被害防止施策の実施に関する必要な事項

--

(注) その他被害防止施策の実施に関する必要な事項について記入する。